

## 苫小牧市スマートシティ官民連携協議会要綱

### (目的)

第1条 苫小牧市スマートシティ官民連携協議会（以下「協議会」という。）は、多様な主体の参画及び官民の連携を促し、本市におけるスマートシティの取組みを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 本要綱において、「スマートシティ」とは、新技術や官民各種のデータを活用したサービスの提供や、各種分野におけるマネジメントの高度化により、地域が抱える課題解決及び市民生活の質の向上を目指す持続可能な都市をいう。

### (役割)

第3条 本協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 分野間連携の促進
- (2) データ利活用の推進
- (3) 会員間の情報共有や連携支援
- (4) 地域課題解決に向けた事業への支援
- (5) 啓発、人材育成に向けた支援
- (6) その他、本市におけるスマートシティの推進

### (会員)

第4条 本協議会は、第1条に定める目的に賛同し、本要綱を順守する次の会員をもって組織する。

#### (1) 一般会員

会員の登録申請を行い、協議会会長に承認された団体

- 2 会員は、書面により届け出ることにより、本協議会から退会することができる。
- 3 協議会会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員を除名することができる。
  - (1) 本要綱に違反又は本協議会の信用を著しく害したとき
  - (2) 会員が解散、営業の停止又は活動実態がないと認められたとき
  - (3) 会員が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
  - (4) その他本協議会の運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき
- 4 前各項に定めるもののほか、会員の登録、退会等の詳細については、別に定める「苫小牧市スマートシティ官民連携協議会 会員要綱」による。

### (代表)

第5条 本協議会の代表者として会長1名を置き、苫小牧市長をもって充てる。

- 2 協議会会長は、運営委員会に対して本協議会の活動方針、状況その他必要な事項を報告させ、意見を述べることができる。

(運営委員会)

第6条 次の各号に掲げる事務を所掌するため、本協議会に運営委員会を設置する。

- (1) 本協議会の活動方針の決定
- (2) 各分野における取組みの共有
- (3) 分野間連携の促進
- (4) 部会の設置
- (5) 事業化分科会の設置承認
- (6) その他本協議会の目的の達成に資する取組み

- 2 運営委員会は、第4条第1項に定める会員からの推薦者及び有識者により構成する。
- 3 運営委員会の会務を総括するため、委員長1名を置く。
- 4 委員長を補佐し、委員長に事故等があったときはその職務を代理するため副委員長1名を置く。
- 5 運営委員会は、委員長が招集しその議事を司る。
- 6 委員長は、運営委員会を招集できないやむを得ない事情があると認めるときは、文書による合議をもって、運営委員会の開催に代えることができる。
- 7 運営委員会の委員は無報酬とする。

(部会)

第7条 運営委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会は運営委員会の下に設置され、特定事項の調査、研究等を行う。
- 3 部会の設置及び運営に関する事項については、別に定める「苫小牧市スマートシティ官民連携協議会 部会要綱」による。

(事業化分科会)

第8条 運営委員会は、必要があると認めるときは、本協議会の会員の一部により組織された事業化分科会を設置することができる。

- 2 第4条第1項に定める会員は、運営委員会に対して事業化分科会の設置を提案することができる。
- 3 事業化分科会の設置及び運営に関する事項については、別に定める「苫小牧市スマートシティ官民連携協議会 事業化分科会要綱」による。

(会員情報の発信)

第9条 第4条第1項に定める会員は、当該会員の有する技術・サービス等の情報を協議会会長が本協議会の目的に合致すると認める範囲かつ方法で、他の会員に対して周知することができる。

(事務局)

第10条 本協議会の庶務は、総合政策部未来創造戦略室において行う。

(雑則)

第11条 本要綱に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、必要に応じて協議会会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月31日から施行する。